



## 火災予防のための措置命令を行っている消防対象物一覧

消防長又は消防署長が火災予防のための措置命令を行った場合は、消防法によりその旨を公示しなければなりません。

稲敷広域消防本部では、火災予防査察等に関する規程に基づき、当組合のホームページにも公示しております。

現在、消防法令違反による火災予防措置命令を行っている消防対象物は次のとおりです。

消防対象物の名称	大高電設株式会社 茨城支店
消防対象物の所在地	茨城県龍ヶ崎市大塚町 3421 番地
命令を受けた者の氏名	大高電設株式会社 代表取締役 大高 治
命令事項	平成 30 年 11 月 12 日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
命令日	平成 30 年 8 月 13 日

消防対象物の名称	株式会社 拓歩
消防対象物所在地	茨城県稲敷市釜井字前田 720 番地、721 番地
命令を受けた者の氏名	日昇貿易有限会社 代表取締役 村上 正浩
命令事項	1 令和 6 年 3 月 19 日までに、消火器具を設置すること。 2 令和 6 年 4 月 19 日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和 6 年 4 月 19 日までに、自動火災報知設備を設置すること。 4 令和 6 年 4 月 19 日までに、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。 5 令和 6 年 3 月 19 日までに、誘導標識を設置すること。
命令日	令和 5 年 12 月 18 日

このページに関するお問い合わせ先

稲敷広域消防本部 予防課  
〒301-0837 茨城県龍ヶ崎市 3571-1  
電話 : 0297-64-3744

